

第24期佐世保市農業委員会第11回総会議事録

1 開催日時 令和3年4月27日(火) 13時30分から15時30分

2 開催場所 佐世保市役所 4階 全員協議会室

3 出席農業委員(19名)

委員 1番	有馬 秀志	委員 11番	近藤 誠
委員 2番	川上 宗康	委員 12番	伊賀崎 典正
委員 3番	阿波 茂敏	委員 13番	水口 一男
委員 4番	中里 政義	委員 14番	田中 広昭
委員 5番	八並 秀敏(会長)	委員 15番	西尾 政喜
委員 6番	浦 清一	委員 16番	赤木 行秀
委員 7番	川口 勇二	委員 17番	松永 信義(副会長)
委員 8番	小川 憲市	委員 18番	内野 正実
委員 9番	牟田 昇	委員 19番	大宅 和子
委員 10番	辻 茂樹		

4 欠席農業委員

無し

5 出席推進委員(17名)

針尾地区	原 和文	皆瀬地区	山口 良行
江上地区	北村 憲治	中里地区	永田 富士夫
宮地区	坂口 要	吉井地区	末永 広幸
三川内地区	迎 篤之	世知原地区	尾崎 修平
早岐地区	久野 利幸	宇久地区	畠中 辰秀
日宇地区	磯本 安男	小佐々地区	松田 眞
佐世保地区	松永 豊吉	江迎地区	小川 憲人
柚木地区	宮崎 敦	鹿町地区	松田 庄二
大野地区	村田 司		

6 欠席推進委員

相浦、九十九地区 富川 利光

7 農業委員会事務局職員

事務局局長 中里 忠義
事務局次長 小長 賢二

事務局係長 博多屋 孝昭
事務局係長 天羽 孝太郎
事務局主査 藤 和弘
事務局主査 岩佐 隆志
事務局主査 岩崎 孝典
事務局主任主事 田中 豊
事務局主任主事 佐藤 拓磨

8 議事日程

議事録署名委員の指名

第101号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
第102号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
第103号議案 農地改良等届について
第104号議案 非農地通知について
第105号議案 農用地利用集積計画（案）について
第106号議案 農用地利用集積計画【農地中間管理事業】（案）について
第107号議案 農用地利用配分計画（案）について
第108号議案 令和3年度佐世保市農地パトロール（利用状況調査）実施要領（案）について
第109号議案 令和2年度 佐世保市農業委員会事業報告（案）について
第110号議案 令和3年度 佐世保市農業委員会事業計画（案）について
第111号議案 農業委員会の「活動の点検・評価」（案）及び「活動計画」（案）について

報告1 農地法第3条の3の規定による届出の報告について
報告2 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の局長専決受理報告について
報告3 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の局長専決受理報告について
報告4 農地転用許可不要案件の受理について
報告5 農地法第18条第6項の規定による通知について
報告6 農用地利用集積・配分計画解約通知について
報告7 令和2年度農地転用・移動等の総括について

9 会議の概要

副会長 皆さま、こんにちは。佐世保市農業委員会第11回総会を開会いたします。一、開会。
①会長挨拶。

会長 皆さま、こんにちは。
田んぼの準備かれこれ農繁期で忙しい中に今日は第11回の総会ということで繰り合

わせご出席いただきましたことをまずもってお礼申し上げます。

毎回毎回コロナの話で始まるわけですが、このコロナ禍を過ぎなければ日常生活に戻れないかなと思っておりますが、また、第4波ということで大変厳しい中であるわけですが、ひとつ、ワクチン等いろいろ対策をしながら、ぜひこのコロナ禍の大風をじっと耐えて、そしてまた新しい出発をするというような考え方でいかないといけないかなと思うところであります。

そういうことで、本日の総会をそれぞれ短時間のうちに審議をしてみたいと思いますので、よろしくご協力を賜りたいと思います。

簡単ですが、開会にあたりましての私のご挨拶とさせていただきます。

副会長 それでは②委員定足数報告を事務局よりお願いいたします。

事務局 はい、事務局です。委員の定足数についてご報告いたします。本日、欠席委員はございませんので、委員総数19名中19名の出席により、過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項及び佐世保市農業委員会会議規則第6条の規定に基づき、本総会が成立していることをご報告いたします。

なお、委員定数には関係ございませんが、相浦、九十九地区の富川利光推進委員が欠席となっておりますことをご報告いたします。以上です。

副会長 ありがとうございます。それでは、③議事録署名人については、3番 阿波茂敏委員、4番 中里政義委員、補充として6番 浦清一委員をお願いいたします。

議長 それでは早速、議事に入りたいと思います。

第101号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、事務局説明をお願いします。

事務局 はい、第101号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、ご説明いたします。

1番宮地区。申請者は記載のとおりです。申請地所在は、宮津町。地目は、登記田、現況畑です。面積は735㎡。転用目的は農業用倉庫建設で、施設は農業用倉庫、木造平屋建、建築面積181.35㎡。資材置場、247.47㎡、作業場52.18㎡、通路254㎡。耕作者あり。農地区分は、農振外で10ha未満の小集団農地の第2種農地に該当いたします。

参考事項としまして、こちらは、佐世保市南部漁業協同組合から北東へ約200mの位置にあります。

被害防除計画の内容としては、造成計画、現状のまま利用する。土留め工事を行う。敷地側溝との間にブロックを積み、土留めを行う。

日照通風、隣接敷地との間に緩衝地を設ける。また、間に道路があるため、日照、通風に支障を及ぼすおそれはない。

排水計画は、雨水は水路。汚水はくみ取り。生活雑排水は水路放流。

土地利用計画平面図添付。建物平面図、立面図添付。資材置場等の事業計画書添付。
融資予定証明書添付。

農地法第3条取得後の転用に係る理由書添付。理由書を読み上げます。

私は、平成29年に父より贈与にて、下記農地を取得しました。以前は田でしたが、水の問題などがあったため、田としては利用せず、みかん苗や野菜作りに利用していました。

現在の経営上、みかん栽培面積の増加に伴い、現状みかん保管庫も不足しており、今後の栽培面積拡大に伴って、みかん保管庫だけでなく、現在自宅敷地に保管している農業用機械や肥料などの保管に要する土地にも不足が生じる見込みとなっています。

そのため、自宅周辺で必要面積を満たす、トラックの搬出入が容易な場所を検討しましたが、他に適地が見つからず、農地法第3条の取得後10年を経過していませんが、農業用施設用地として利用するため、やむを得ず転用申請を行うものです。とのことです。

都市計画法関係は許可不要です。

以上です。ご審議よろしくお願いいいたします。

議 長 はい、それでは地区担当委員の調査結果をお願いします。1番宮地区。

3 番 3番阿波です。4月23日に坂口推進委員と私と申請者さんで現地を見てまいりました。

申請者はみかんづくりをされており、息子さんも二十歳過ぎと若く、規模拡大に伴いまして、作業場と保管庫が手狭となり、近くに場所を求められたものです。

申請地は集落の真ん中にあたりまして、以前は水稻を作っておられたんですが、農薬散布なり、非常に気を遣われて耕作されていました。

作業場を自宅近くにとということでもあり、特に問題は無いと見てきました。以上です。

議 長 はい、それでは地区担当推進委員の意見をお願いします。

坂口委員 推進委員の坂口です。ただ今、阿波委員が言われたとおりでありまして、被害防除計画のとおり実施していただければ、問題はないものと思います。

議 長 この案件につきまして、何かご意見等ございませんか。

委 員 (なし)

議 長 異議・意見がないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議長 賛成多数ですので、第101号議案については、許可相当として県に進達いたします。
次に、第102号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、第102号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、ご説明します。

1番、宇久地区。借受人、貸渡人は記載のとおりです。申請地所在は、宇久町平の3筆。地目は、登記畑、現況畑。面積は3筆合計2,821㎡です。転用目的は堆肥舎運営事業。権利は、地上権設定です。施設は、堆肥舎2棟367.8㎡、資材置場87.99㎡、うち倉庫48.31㎡、荷下ろし場266.2㎡、牛ふんストックヤード、243.6㎡、副資材ストックヤード312.3㎡、通路377.9㎡、法面708.2㎡。耕作者あり。農地区分は、農振内農用地の農業用施設用地に該当いたします。

参考事項としまして、こちらは佐世保市役所宇久行政センターから北に1.2kmの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、現状のまま利用する。整地のみ行う。土留め工事をする。

日照通風、緑地、緩衝地を設ける。幅1.5m程度。

排水計画、雨水は水路放流。汚水はピットにて沈殿させ上水のみ既設側溝へ放流から道路側溝。生活雑排水は生じない。

一般事業計画書添付。資材置場等の事業計画書添付。土地利用計画平面図添付。建物平面図、立面図添付。預貯金残高証明書添付。融資予定証明書添付。法人登記簿、定款添付。都市計画法関係は都市計画区域外です。

以上です。ご審議よろしくお願ひいたします。

議長 はい、それでは地区担当委員の調査結果をお願いします。1番宇久地区。

15番 15番西尾です。4月15日に事務局担当者、行政センター担当者、畠中推進委員と現地を確認に行きました。

その結果、配置図面等に不備があり、これでは仕上がった製品を置く場所が無いということで指摘をしたところ、仮ストックヤードについては、副資材置き場として計画していた倉庫を利用するという図面に差し替えがっております。

しかしながら、この計画では80日で堆肥化ができるということで、もしこの申請者が宇久の営農型太陽光発電設備の下部で使うとすれば、年に1回しか作物を作りませんので、かなりの量の堆肥をストックする必要があると考えます。

それと、作業員が何人もいるはずなんですけども、図面にはトイレの設置がありません。

この申請地はこの地区の中でも優良農地ですが、この地区には他にソーラーパネルが張れない土地がかなりあり、そういった別の土地で計画されていたものが、ここに移り

変わってきております。

この堆肥舎については、畜産農家の畑が営農型とソーラー発電に使われるために、島の飼養頭数を維持していくと堆肥を還元していく畑が無くなるということで、和牛部会の方が要望をしております。

しかしながら、計画はできたのに和牛部会への説明もあっておらず、話によれば、組合の方で申請者が農家さんの組合を作って運営をしていくという説明があっているようです。

しかしながら、その説明会等もまだ農家にはされておられません。

そういった意味で今後、運用に関して不安が残るところがたくさんあります。

以上です。

議 長 次、地区担当推進委員の意見をお願いします。

畠中委員 宇久地区の畠中です。いま西尾委員が言いましたとおり、この農地は現在も作付けをしており大変いい土地であり、2, 800平方メートルという広い土地はなかなか宇久ではないため、他に適地があるのではないかと私は考えます。

また、法的にもいろいろ問題があると思いますけども、先ほど西尾委員が申しましたように諸問題が山積みです。

議 長 この案件について、何かご意見等ある方はいらっしゃいませんか。

はい、水口委員。

1 3 番 13番、水口です。いま地元の委員さんからこの議案については現時点では疑問が残るというようなこと、推進委員さんも同じような意見を出されました。

ちょっとその辺引かかるんですけども、この5条案件の申請をなされる段階、事務局が受け付けられるときに、書類の不備はないとか、申請された内容が妥当なのか正当な理由であるとかそのあたりはちゃんと事務局で判断した上で、おおむね申請は妥当だろうと最初の段階で判断をして、そしてこれは次の総会の議案として諮るべきだと判断されているわけですね。第一段階ではもうクリアしていると思います。

そこで私たち農業委員会としては、5条の議案として出されたものは、今言いましたようにその申請内容が正当なものであるかという立場から審査をし、可否を決定していくわけですけども、先ほど言いましたように、事務局の段階である程度、事務処理上も不備はない理由も正当だとある程度判断されたものでありながら、今回議案が出されて、地元の意見としては今の段階では承服しかねるということなので、ちょっと戸惑っているんですけども。

私は、地元の意見というのは一番内容を知った方の意見なので、我々よりも十分知っておられるので、それなりに尊重して聞くわけですけども、反対するにはちょっとまだ少し決定的なものにはなりえないような意見にしか聞こえませんでした。

なので、いろんな方の、地元の意見は慎重に聞きたいんですけども、皆様方の慎重な

意見を聞きながら、決定をしていくべきものだと私は思います。以上です。

議長　ほかに、ご意見等ある方はいらっしゃいませんか。
はい、浦委員。

6番　6番浦です。この堆肥舎は必要であるから作られると思うんですけど、いま堆肥の野積みは法律で禁止されているわけですが、これがもしもできなかつたときにどうなるのか、堆肥組合の方たちがどのような処理をされるのか、今回の計画がダメになって野積みとかそういったものが発生した時の責任が気になりますけども、地元の方どうなんですかね。

議長　堆肥の野積みについては地元の委員さんどうでしょうか。

15番　15番西尾です。この堆肥の施設については2年半前にメガソーラーの計画が出て、和牛部会に話があった時にもうすでに提案がされていました。
やっとメガソーラーが動き出したかと思ったら、堆肥舎の計画は進まないまま、もう畑は返してくれという話になったわけです。借りている土地を地主さんがソーラーの方に貸してしまえば取り上げられても仕方ないわけです。
今までは3回転で作付け前と作付け後に自分の家の堆肥は畑に戻して処理をしていたわけですが、それがメガソーラーの計画地で3分の1の畑を取られるとその3分の1の分の堆肥が余ってしまって困るから、堆肥のことはちゃんとしてくださいよという話になっていたわけです。
それで、去年の6月から畑を返してくれということになったんですけど、堆肥舎のことはそのまま、ただ、不足する牧草は半額補助で提供しますというということで、きてたわけです。
ですから、本来であれば堆肥舎のことが解決してからメガソーラーの作業に入るべきだったものを逆にしてしまったために今困っているわけなんです。
それで、これ以上畑を減らされると畜産農家が困るので、すでに借りてソーラー発電に利用できない土地が1割か2割あるらしいので、そういう土地を選定してその場所に堆肥舎を作ってくれという要望はしておりました。
そういうことから、別の場所が建設場所として決まって、私もそれには納得していたんですけども、今回議案で上がってきたものは別の土地で、この地区の一番大きいであろう農地に堆肥舎を作るという計画が出てきたわけです。
他の土地があるのにこの土地を潰してまでということは、さきほど説明の中で言ったように、承服しかねるなというところですよ。以上です。

議長　ほかにご意見等ある方はいらっしゃいますか。久野推進委員。

久野委員　早岐地区の久野です。浦委員とか水口委員と同感なんですけど、いま宇久の委員さんが、

議案として上がる前にいろいろあったということですが、この案のほかにもまた次の設置場所なんかほとんどできないんじゃないですか。

この案が上がるまではやっぱり委員さんたちも話をされたんじゃないんでしょうか。

1 5 番 1 5 番西尾です。4月14日に事務局から転用申請が出ていて現況を確認したいのでお願いしますという連絡がくるまでこの場所に作るということは聞いていませんでした。和牛部会にもまだ話はない。その利用組合の方にもまだ話はありません。一方的に申請者が話を進めていることであって、私たちは今まで知りませんでした。

久野委員 早岐地区の久野です。そしたらですよ、全く宇久の委員さんたちには話もないまま申請されたということですか。

1 5 番 1 5 番西尾です。そうです。

久野委員 早岐地区の久野です。事務局から話もなかったのですか。

1 5 番 1 5 番西尾です。15日に現地確認に行って初めてここであることを知って、その配置図を見ると、できた堆肥を置く場所が無かったので、これじゃいけないだろうと指摘し、2回目にもらった平面図には副資材倉庫として予定された場所を堆肥を置く場所として活用するというので改めて図面が出てきた次第です。

議 長 それでは、いま、西尾委員からも地元委員の立場でお話がありますけれども、事務局から今までの流れを説明してもらいたいと思います。
各委員さんから意見があったように、議案として上げるまでの経過を説明してください。

事務局 はい。本案件につきましては、まず今年の2月末に農用地区域の用途変更ということで、畑から農業用施設用地に色替えが行われています。

農業畜産課の方が行うんですけれども、農業委員会には事務局の方にこういうふうに変えますという合議がくるような形です。ある程度固まった段階で事務局の方にやってくるということです。

その前の段階で事業者の方から話がありまして、場所はこちらでやっていくつもりですといった話があります。

その時に事業者のほうで地元や利用者さんとの協議はしていきなさいという話をするわけですが、まず、堆肥舎建設について西尾委員から事前にいただいた情報について、事業者の方に確認をさせていただいて、併せて委員さんにも追って説明をしておいてくださいという案内をしています。

まず、建設予定地が優良な農地であるから認められないのではないかという点に関しまして、事前の和牛部会であったり利用者さん達とのお話・協議がおざなりになってい

るといふ部分は当然あるんですけども、優良農地であるからいけないということにはならず、農業用施設を建築するという際はかなり特例にあたる部分が結構あって、甲種農地であったりとか第1種農地、そういったところであっても農業用施設であれば認められますので、優良農地だからということで事務局の方で法令に照らし合わせてそれを取り下げるとかそういうご案内をすることはまずできなかったというところなんです。

それと、事業者が他の土地を借りている分があるからそちらに誘導できないのかということ、それを事前に要望されていたにもかかわらず今回この場所だったということで、用地の選定について農業委員会から事業者の方へ確認をしました。

そこで聞いたところ、今回の事業用地として2千㎡から3千㎡という面積で東部と西部に分けたうちの東部地区にまず作ろうと事業者の方は考えて、東部地区の農家さん達が行き来しやすい場所を検討し、道路沿いじゃないと乗り入れがしにくいのでということで、道路沿いで検討したということです。

当該地区の周辺というところが、おっしゃるとおり太陽光発電の方に借りられているところがたくさんあって、周りはほとんど太陽光パネルが張られるような形になっております。

その中で、太陽光発電のパネル設置とか太陽光発電として使いますということで経済産業省の方に事業計画として出している土地というのは変えられないということで、別の目的で使うのは難しいという回答はもらっています。

当該エリアの中である程度まとまった広さがあるところで探していくと畑しかなくて、その畑の中で地権者さんの合意が取れたところを検討していった結果、ここになりましたという回答はいただいているんですけども、その回答というところを地元の方との話し合いが事前にちゃんと詰めた上で、農業畜産課への農用地の用途変更がされていなかったところは正直、問題だったと感じています。

それと、完成した堆肥をストックしておく場所が足りないんじゃないかというご指摘の部分、こちらについても事業者の方に再検討を促しております。そこで出た回答をいただいております、それについては、持ち込んだ牛糞をストックする場所があるんですけども、そこがコンクリートを敷設した区画なので、完成堆肥を置く場所から余剰する分はそちらの牛糞を持ち込む場所においてブルーシートを掛ける等するという形です。

また、利用者さん達との協議で、利用者さん達が使わなくなるであろう既存の堆肥舎に保管させてもらうという計画にもなっていますということで回答をもらっています。そこは利用者さん達にも確認して同意をもらっているというふうに聞いております。

そういったところから、総合的に勘案しまして、本案件が農地法に照らし合わせて、許可の要件の部分のところと照らし合わせて、不許可相当になるような案件か、不許可相当と我々が言えるものかどうかというのを検討したら、不許可相当とまでは法律上言えない、当然、地元との協議の部分が足りていなかった部分、当然、事前にちゃんと詰めておかなければいけなかった部分とか、そういったところはあるかと思えます。

ただそういった部分がないからといって、不許可相当とまではできないとい

うのが本当のところなので、今回の申請は事務局としては、許可相当として県に進達をせざるを得ない案件だろうというふうに考えております。

議 長 いまの説明についてご意見等ある方はいらっしゃいますか。小川推進委員。

小川憲人委員 江迎地区の小川です。さきほどの西尾委員の説明の中では、畜産農家が飼料畑として利用していた農地を地主さんに返さなければならなくなって今回の計画が上がったとなるんですけど、今、事務局からは地主さんとの合意の基で申請があったとおっしゃったんですけど、どっちが本当ですか。

1 5 番 1 5 番西尾です。この申請地については直接メガソーラー計画とは関係がない土地で、この土地は最初からソーラーの予定地ではなかった土地なんです。それで、畜産農家が借りて牧草を作っていました。今も牧草が生えたままの状態です。

その畜産農家には、ソーラーには貸してないから使っていいよということで地主さんから借りられていたんですけど、今回のこの話が出て、利用している畜産農家はこの土地を地主さんに返させられたわけです。

それでさっき言ったのは、ほかの地区の農家のことなんです。

営農するために借りていた土地を地主さんが宇久メガソーラーに貸したものだから、畜産農家は今年の6月から畑を一部返さなければならなくなった。

それで牧草を作れなくなるから、その分は購入乾燥牧草の補助を半分しますということで現在まで至ってきています。

議 長 小川推進委員わかられましたね。事務局が言ったのは申請の土地のことで、西尾委員は別の土地のことをおっしゃっていたようです。

1 5 番 1 5 番西尾です。ただし、今回の申請地を借りていた人も最初はこの利用者組合の役員になる予定だったんですけど、最初は別の土地の予定だったものがこの土地に変わったものですから、この土地を返してまで、利用者組合の代表になることはいやだということでその人は代表者をおりています。

先ほど言った、今回はちょっと問題があるという話は会社の方にしました。まだ和牛部会との話もしてないだろうし、利用者組合の設立もまだできていませんということだったので、それじゃあ本当の運用はできかねるので、もうちょっとちゃんとした話が終わった後にしないかということを行っています。

今回、これはメガソーラー事業を目的にしてやっているのでもしメガソーラーができなかったらまた運用上問題が出てくるのではないかと考えているので、そのあたりの話を私の方から事業者にはしております。

議 長 ほかにご意見等ある方はいらっしゃいますか。阿波委員。

3 番 3番阿波です。先ほどからも地元から出された案件にここまで疑問の意思を示されるということ自体に私も戸惑いと、計画を知った時点でそこをなぜ解決できないのかという農業委員としてのやっぱりそこは意識を高く持たないといけないと思いますし、事務局に対してもそこを強く求めるところでもあります。

議長 ほかにご意見等ある方はいらっしゃいますか。水口委員。

1 3 番 13番、水口です。前回、宇久メガソーラーの大型事業の開発について農業委員会は最終的に許可相当の採決をしたわけですがけれども、どうも宇久メガソーラーの会社というのが、地元の委員さんの意見を聞けば、かなり強引な姿勢でものごとを進めているというようなことを感じます。

今回の問題についても、やはり事業にあたってはですね地元の意見だったりとか畜産部会とかいろいろあるだろうから、そういう関係者の方々と十分意思の疎通が図れるような協議の場を持って、練りに練って、今日のようなことにならないような、素直に通るような計画作りをする努力が私は事業者には足りないというように少し感じます。

ですから、そこらへんはですね多少なり地元委員さんの意見のように、代替地が、そう無理のない誰が考えても無理のない妥当な代替地があるのであれば、事業計画の変更とかも視野に入れながらですね、今後もいろんな問題が出てくるでしょうから、事業者にはもう少しやはり地域のことを考えて振舞ってほしい。一つの意見として申し述べておきたいと思います。

議長 たしかに水口委員がおっしゃるように、1年半前、6月の総会で宇久メガソーラー事業は多数決で通ったわけですがけれども、その前からもう何年も経つんですから、業者ももっと島民の方とひざを突き合わせた機会ができなかったものかと私も常に思っております。

その後、私たち委員会も業者の方たちとも話合いもしましたし、協議会なり作ってやってほしいというようなことは申し上げてきておりますけれども、今回の問題につきましても、西尾委員が言われているように2年前からの話ということです。

たしかに、地元の委員の話の話を聞けば、強引にやっているというふうにも見えますし、しかし、和牛部会においても、もう少し話を前もってされて、その積み上げた結果をここに上げてもらえれば何事もなかったのではとも思いますけども。

ただ、ここに議案として上がってきた以上は私たちは事務局が言いますように法的に判断していかないと、この次に類似した問題が出てきたとき、単に優良農地だからダメなのかという問題も出てくるわけです。

そこらあたりよく考えていただきたいと思います。

議長 ほかにご意見等ある方はいらっしゃいますか。牟田委員。

9 番 9番、牟田です。なかなか判断が難しいようですがけれども、被害防除計画について一

つお聞きしたいと思います。

排水計画の汚水ですが、ピットにて沈殿させ、上水のみ既設側溝へ排水ということでございますが、このあたりの汚水、どういう、家畜の糞尿の汁だと思いたいますが、こちらあたり許可の基準に該当するのでしょうか。

事務局 はい。基本的には牛糞が持ち込まれて、副資材等々混ぜ込まれた状態で堆肥舎の中に押し込まれる形です。

基本的には牛糞を稲わら等の副資材に染み込んだ状態で処理されますので、そこから発酵、乾燥という形になっていくので、基本的に汚水の方がにじみ出てくることはないんですけども、傾斜角度の方も建物の奥の方に向けてつけますし、ないはずなんですけれども、どうしても土間部分で作業を行ったりであったりとか、雨が降ったりとかで、そういった部分で堆肥が混ざった水等が堆肥舎の前を流れかねないので、その部分にU字溝を入れてそこに染み出た水がピットにいったん落ちて、その中で残さ物などが沈殿して、上水の少しきれいな分だけを外に出すという形になります。

成分的には多少窒素分などが流出しないとは言えないんですけども、汚水そのものが外に流れ込むことではないということと、道路側溝の方に一度落ちるということで、被害防除の部分では問題はみられないとみております。

議長 牟田委員、よろしいですか。

9 番 9番、牟田です。堆肥の処分ことについてインターネットで調べてみますと、浄化槽みたいなものも設置しないといけないと書いてあったりして、汚水の濃度といたしますか、その辺りがちゃんなされればいいのかと思って尋ねました。

議長 はい、有馬委員。

1 番 1番、有馬です。関連してよろしいですか。牛の堆肥舎といたしますと、通常、ある程度攪拌しながら発酵させて堆肥にするという設備が作られるのがほとんどですけど、この堆肥舎については、そういうような発酵・乾燥・堆肥化を80日で運用するということですが、完成堆肥の保管場所が少し足りないんじゃないかという意見もありましたけれども、そのあたりの計画はどのようになっているか、わかれば聞かせてください。

事務局 はい。こちらの堆肥舎は、いわゆる積み上げ式の堆肥舎という形になりまして、各層に小屋のような形で土間コンクリートで立ち上げた層のような状態の一層、二層という形になるんですけども、そこに牛糞を積み上げて、下からブローアでエアを送り込んで、それと併せて週に一度、今の計画だと週に1回の攪拌という形で攪拌を行いながら下からブローアを上げて堆肥化を進めていく、発酵させていく。それで各層をちょっとづつずらしていきながら、何日間かおいてまたずらして攪拌してまたずらしてという形で、トータル80日間で最初に入った牛糞が完成堆肥として完了するという流れにな

っています。

西尾委員の方がそれじゃ足りないんじゃないかと言われたのは、牛の頭数250頭ぐらゐの糞尿を処理する中で、それを1年間そこにキープしていくということになれば、当然そのスペースだけでは積み上がってしまって、もうはけ先が無いんだから足りなくなるんじゃないか。要は年に一回、営農型の方で使うための保管場所としては足りないんじゃないか、そういうふうなお話でした。

事業者にそれについて確認した際の回答としては、今回の計画の堆肥舎を利用するとされている畜産農家さん方が持っている堆肥舎が空くので、その堆肥舎に完成堆肥を持っていくので大丈夫ですという回答を得ています。

また、それでも足りない場合には、別の場所であったり、敷地内に新たに置く場所を確保するようにしますという形で、対応策のところまで一応示されていますので、事務局としては不可ではないという形での判断になります。

議 長 はい、西尾委員。

1 5 番 15番西尾です。いま事務局の説明の中で、出来上がった堆肥を畜産農家の堆肥舎の中に入れるという話でしたけれど、それは難しいと思います。

事業者さんはそのように言っているかもしれませんが、私が、その代表になった3名に確認したところ、総会も開いていないし、説明会もまだで、利用者さんへの説明はあっていないということで、ただ、代表者が決まっているだけだという話でした。

自分の堆肥を入れるので精いっぱいになるのに、貸すなんてことはあり得ないと思います。

議 長 はい、久野推進委員。

久野委員 早岐地区の久野です。事務局にお尋ねしますが、この堆肥舎は事業者が作って、管理をして、あとは畜産農家に貸し出すということですか。

事務局 これについて、地元が聞かれている話と、私が事業者から聞いている話とで食い違いのようなところがあります。

申請を受け付ける際に事業者から聞いた運営形態は、申請者である事業者が建築して、土地の借り上げと運用も事業者が行いますとうかがっていましたが、西尾委員の話によれば、利用組合が運営という話も上がっているみたいで、どういう形にするということところはまだ詰まっていないということのようです。

事務局においては事業者が運営と聞いており、利用組合に貸し出すという形になっているのかという裏付けはとれておらず、事業者が運営していきますということで確認しております。

議 長 ほかにご意見等ある方はいらっしゃいますか。松永委員。

1 7 番 1 7 番松永です。事業者が運営するにしても、利用者が運営するにしても、堆肥舎が立たないことにはどうにもなりませんし、会社とよく話し合っ、地元と話し合っ、いい利用方法を考えてはどうですかね。

議 長 はい、西尾委員。

1 5 番 1 5 番西尾です。話し合いをするようになっていたんですが、協議もなくこれが出てきたから、この優良農地に堆肥舎を作る必要があるのかということになるんです。

ほかにも土地はあるんです。このメガソーラーが借りている土地でパネルを張れないところがあるんです。

議 長 はい、松永委員。

1 7 番 1 7 番松永です。私が思うには、堆肥舎を建ててみんなに利用してもらうのであれば、便利のいいところにするかと思ひますし、パネルも張れないようなところに建物を建てるとなると費用も相当かかると思ひます。

議 長 はい、西尾委員。

1 5 番 1 5 番西尾です。最初は今回の申請地とは別の場所になっていました。造成費もそうかからないような、ちょっと広いところがあったので、そこにはパネルを張ることができないというから、そこにすればいいねという話しをしていたんです。

議 長 はい、阿波委員。

3 番 3 番阿波です。これだけ議論がすれ違ひ中で、果たして、私たちが判断していいものかというふうには思ひます。

農業委員会としての責務としてはどうなんでしょうか。

議 長 農業委員会としては法的に判断していかないとです。

地元との協議の末、結果的に実現しない場合もあるかと思ひますが、このことについては事務局どうでしょうか。

事務局 はい。事務局としては、受付期間中に申請が出されたら内容の審査をしまして、添付資料ほか申請資料に不備がなければ法的にクリアしているというふうに見ます。不備があれば、当然、不許可になりますので、不許可相当ですよと意見を出す。

書類が揃っている以上は受け付けざるを得ないということです。法的に要件を満たしている、許可相当にせざるを得ないというふうになります。

ただ、事業者側は事前の協議が不十分だったと感じられます。

地元の委員にも説明が不足であったし、そもそも和牛部会からの要請に基づいて事業者側も地域振興を図りたいという考えでやろうとされている。

やっていることは農業振興に寄与するもので非常にいいことかなと思います。ただ、プロセスが如何せんまずかったのかなというところがあります。

ただ、そのプロセスに不具合はあるかもしれませんが、出された申請を法に照らし合わせて、要件を満たしているか否かというのが、行政機関である農業委員会が判断しなければならないということです。書類上不備が無ければ許可相当と、不備があるのであれば不許可相当となるわけです。

事務局が受け付けた段階で書類上の不備はなかったということです。

事業者側には、申請で出された計画のとおりにやっていただくということが前提になりますが、そこは今後、地元との協議がなされる中で、事業計画が若干変更になるということもあろうかと思います。

事務局側としては、出された申請書に不備が無いということであれば、受け付けて議案として上程することになります。以上です。

議 長 大変長時間、この件についてご審議いただきました。

いろいろ行き違いがあったようですけれども、いま、事務局局長が申し上げましたとおりですね、農業委員会としては結論を出さないといけないということでございますので、ここで採決を取らせてもらってよろしいですか。

委 員 (異議なし)

議 長 それでは意見はそれぞれ何らかの形で誰かが代弁されたということで、一人一人意見を聞くべきでしょうけど、採決を取りたいと思います。

賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数ですので、第102号議案については、許可相当として県に進達いたします。続きまして、第103号議案 農地改良届について事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、第103号議案 農地改良届について、ご説明いたします。

1番、江上地区。届出人は記載のとおりです。土地の所在は、江上町の2筆。地目は、登記田、現況田。農地面積、施工面積は2筆合計1,086㎡です。農地改良を必要とする理由は、湿地で地深く、耕作機が傷み効率が悪い。参考事項としまして、こちらは、東明中学校から南東に約400mの位置にあります。作付計画は、芋他。作付予定日は、令和3年11月1日。工事期間は、令和3年4月30日から令和3年10月30日。施工業者、土の採取場所、土の種類は、記載のとおりで、埋立ての 높さは、盛土

最高1.0m、切土最高0.5mとなっております。土の量は547.5m³、添付書類等は記載のとおりです。こちらは、農振内白地です。

2番、江上地区。届出人は記載のとおりです。土地の所在は、有福町の2筆。地目は、登記田、現況休耕地。農地面積、施工面積は1,543m²です。農地改良を必要とする理由は、周辺の状況の変化・嵩上げにより、水田利用から畑への転換をするため。参考事項としまして、こちらは、有福保育園から東に約100mの位置にあります。作付計画は、カボチャ。作付予定日は、令和4年4月1日。工事期間は、令和3年5月20日から令和3年12月30日。施工業者、土の採取場所、土の種類は、記載のとおりで、埋立ての高さは、盛土最高1.1mとなっております。土の量は1,700m³、添付書類等は記載のとおりです。こちらは、市街化区域です。

以上ですが、2番の案件について、関係する委員の方がおられます。

ご審議よろしくお願いたします。

議長 それでは、2番の案件は、除斥の対象となる委員がおられますので、農業委員会法第31条の規定により、退席していただき先行審議をいたします。該当委員は一時退席願います。

～委員退席～

議長 それでは地区担当委員の調査結果を求めます。2番江上地区。

2番 2番川上です。本件につきましては、4月25日に現地確認を行いました。申請地におきましては、有福町の住宅密集地にありまして、以前は稲作をされておりましたけれども、防除の際に苦情があり、防除が思うようにできない状態が続いておりまして、3年前から稲作をやめておられました。

そうしているうちに、東側の残地に宅地化の計画がなされまして、埋め立てられることとなったこととなり、今回の申請地がくぼ地のようなことから、今回嵩上げをおこなって、畑として利用するという状況になっております。

農地はこの土地だけであり、周辺にも何も影響はありません。

議長 それでは、2番の案件につきまして、何かご意見等ございませんか。

委員 (なし)

議長 異議・意見がないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議長 ありがとうございます。賛成多数でございますので、2番の案件は受理することといたします。委員は入室し、着席してください。

～委員着席～

議長 それでは、残りの案件につきまして審議をいたします。地区担当委員の調査結果をお願いいたします。1番江上地区。

2番 2番川上です。本件につきましては、4月25日に現地を確認しました。申請地は私の町内でもありまして、常日頃から見えておりますけれども、この水田は山に隣接しておりまして湧水が多く湿田になっているために農業機械が嵌り込んで作業ができない状態になっているところがございます。

このたび畑として嵩上げして野菜を作るよう計画しております。

隣接が市道ですので、市道に土砂が流出していような施工をしていただければ特に問題はありません。以上です。

議長 それでは、地区担当推進委員の調査結果をお願いいたします。

北村委員 江上地区、北村です。4月25日に川上委員と現場を見てまいりました。

ここは田んぼとして利用されていたんですけど、田んぼとして耕作するのは非常に困難ということで、嵩上げして畑にするということですので、問題ないと思います。以上です。

議長 この案件について、何かご意見等ございませんか。

委員 (なし)

議長 ないようでございますので、採決に移ります。賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議長 賛成多数ですので、第103号議案について、すべて受理することといたします。次に、第104号議案 非農地通知について、事務局より説明をお願いします。

事務局 はい、第104号議案非農地通知について説明いたします。

今回の非農地通知案件は、219筆で面積が115,166.64㎡です。これまでの利用状況調査の結果、B判定、山林または原野としていたものです。本総会で承認していただいた分については、所有者に対し非農地通知書を発出し、併せて関係機関に非

農地リストを提出いたします。

以上です。ご審議よろしく願いいたします。

議 長 それでは、何かご意見等ございませんか。

委 員 (なし)

議 長 ないようですので、採決に入ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数ですので、第104号議案については、非農地通知を発出することといたします。

続きまして、第105号議案 農地利用集積計画(案)について、事務局より説明をお願いします。

事 務 局 はい、第105号議案 農用地利用集積計画(案)について、ご説明いたします。

利用権の設定は、針尾地区1件、宮地区2件、江上、早岐地区1件、三川内地区2件、柚木地区1件、皆瀬地区2件、中里地区1件、吉井地区6件、世知原地区5件、江迎地区1件、鹿町地区1件、の計23件。

解除条件付きの利用権設定は、吉井地区1件。

所有権の移転は、早岐地区1件、吉井地区1件の計2件。

全体で26件の集積です。

氏名並びに権利の内容等につきましては、記載のとおりです。

以上、ご審議よろしく願いいたします。

議 長 以上の案件について、何かご意見等ございませんか。

委 員 (なし)

議 長 ないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数ですので、第105号議案は全て承認されましたので、(案)を削除願います。

続きまして、第106号議案 農用地利用集積計画【農地中間管理事業】(案)について、事務局の説明をお願いします。

- 事務局 はい、第106号議案 農用地利用集積計画【農地中間管理事業】(案)について、ご説明いたします。
- 農地中間管理事業に係る利用権設定につきまして、宮地区2件、三川内地区2件、で合計4件の申し出がありました。
- 氏名並びに権利の内容等は、記載のとおりです。
- ご審議よろしくお願ひいたします。
- 議長 第106号議案につきまして、何かご意見等ございせんか。
- 委員 (なし)
- 議長 ないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。
- 農業委員 (挙手多数)
- 議長 ありがとうございます。賛成多数ですので、第106号議案の農用地利用集積計画【農地中間管理事業】を承認します。(案)を削除願ひます。
- 次に、第107号議案 農用地利用配分計画(案)について、事務局より説明をお願いします。
- 事務局 はい、第107号議案 農用地利用配分計画(案)について、ご説明いたします。
- 農地中間管理事業に係る農用地利用配分につきまして、宮地区3件、三川内地区1件、柚木地区8件で、合計12件計画されています。
- こちらは、佐世保市長より、農業委員会に対して、利用配分計画を受ける者が妥当であるかの意見照会がなされたもので、第106号議案で審議された農用地利用集積計画の公告が完了した後に、総会での審議結果を農業委員会の意見として農業畜産課へ回答いたします。
- ご審議よろしくお願ひいたします。
- 議長 この案件について何かご意見等ございせんか。
- 委員 (なし)
- 議長 ないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。
- 農業委員 (挙手多数)
- 議長 ありがとうございます。賛成多数でございます。第107号議案についてはすべて承認されましたので、審議結果を農業委員会の意見として農業畜産課へ回答いたします。

次に、第108号議案 令和3年度佐世保市農地パトロール（利用状況調査）実施要領（案）について、事務局より説明をお願いします。

事務局 はい、第108号議案 令和3年度佐世保市農地パトロール（利用状況調査）実施要領（案）についてご説明いたします。

例年、農地の利用状況調査を実施する際に、調査の期間、実施体制などについて、同様の実施要領を定めており、今回の議案は令和3年度版の実施要領となります。

今回の説明についてですが、総会審議事項であります実施要領（案）と併せて、調査方法等についてもこの場をお借りしてご説明させていただきます。

また、地図等の調査用品に関してですが、現在、県に対して事業計画を提出し交付金の割当内示を待っている状況であり、現時点では予算執行が出来ないため、調査用品等については、後日、5月総会時にお渡しいたしますことをご了承ください。

それでは、総会資料の26、27ページをご覧ください。

まず、第2条において、5月から8月を農地パトロール月間と設定しています。

次に、第5条において、必要に応じて地域の農地事情に精通している者・協力員を設置できるとしていますので、設置が必要な場合は、協力員の推薦をお願いします。推薦に関しては、農業委員からの推薦といった形になりますので、農業委員の署名にて推薦書の提出をお願いします。

なお、協力員には、1時間あたり1000円を上限に、予算の範囲内で手当てを支給します。

次に、第8条に記載のとおり、農業委員・最適化推進委員においては、利用状況調査の毎月の活動状況を「農地利用最適化推進業務活動報告書」に記録し、総会時などに提出をお願いします。

また、全国農業会議所等が定める「令和3年度 農地パトロール実施要領」において、重要な追加項目がありましたら、佐世保市版実施要領も修正するとともに皆さまへお知らせします。

実施要領（案）については以上です。続きまして補足説明資料をご覧ください。

1 調査の実施についてということで、調査期間等について記載しています。

なお、2ページから4ページに「利用状況調査の留意事項について」を記載していますので、地図への記載方法や、耕作・管理がなされている箇所には何もつけないなど、確認いただきながら調査をお願いします。なお、A判定やB判定などの判断基準を委員・推進委員で共有・確認するため、目揃え会を開催したいと考えていたのですが、今のところ、コロナの影響により開催が困難なため、今年度においても各地区の委員・推進委員にて確認し合いながら、調査を実施していただきますようお願いいたします。判断が難しい農地については、事務局も一緒に現地確認しますので、ご不明な点をご連絡ください。

1ページに戻りまして、2「協力員の設置等について」ですが、5から6ページに、協力員の推薦書、承諾書の記入例を記載しています。

推薦書については、農業委員にて記入をお願いします。推薦書と協力員からの承諾書

については、2枚セットで事務局担当まで、5月21日（金）までにご提出をお願いいたします。

1ページに戻りまして、3「利用状況調査の報告書について」ご説明します。

農業委員・推進委員においては「農地利用最適化推進業務活動報告書」を、協力員においては、「利用状況調査報告書」に記録し提出をお願いします。

7から8ページにそれぞれ記入例を記載していますのでご確認ください。推薦書、承諾書、協力員用の報告書の用紙についても本日お配りしております。

1ページに戻りまして、4「農地利用状況調査（遊休農地対策事業）のスケジュール」についてですが、調査実施から利用意向調査、農地中間管理機構への通知までのスケジュールを記載しております。特に最適化交付金の申請関係については、県への報告期限等の関係上、調査結果の集計を急ぐ必要があります。お忙しいとは存じますが、8月総会時の地図提出について皆様のご協力をお願いいたします。

以上、説明を終わります。ご審議よろしくをお願いいたします。

議 長 この件について質問等がある方はいらっしゃいますか。

委 員 （なし）

議 長 ないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

農業委員 （挙手多数）

議 長 ありがとうございます。賛成多数でございます。第108号議案については承認されましたので、（案）を削除願います。

次に、第109号議案 令和2年度佐世保市農業委員会事業報告（案）について、事務局より説明をお願いします。

事 務 局 はい、第109号議案 令和2年度佐世保市農業委員会事業報告（案）についてご説明いたします。

議案は別冊となっております。恐れ入りますが、議案の差し替えがございます。本日、右肩に差替と朱書きした1枚をお配りしております。9ページ目の農業者年金の加入者数に修正がありましたので最後の1枚を差し替え願います。

それでは、第109号議案 令和2年度事業報告について、ご説明いたします。

この事業報告につきましては、次の議案「令和3年度事業計画」及び「活動の点検・評価及び活動計画」と同じく、佐世保市農業委員会の運営の透明性を確保するために、農業委員会等に関する法律第37条の規定により、総会の議決を経て公表するものであります。公表の方法は佐世保市のホームページで公表をいたします。

なお、議事時間短縮のため、読み上げについては割愛させていただき、説明を簡略いたしますのでご了承ください。

第109号議案の1ページをお開きください。

I 会議についてです。1 総会の開催状況を1 ページから5 ページに記載しています。審議案件の件数については、5 ページの表のとおりです。

次に、2 小委員会については、4 つの小委員会を設置し活動しました。

(1) 農政対策推進検討委員会、(2) 情報提供対策委員会、(3) 農地利用最適化対策委員会、(4) 農業者年金推進対策委員会において、それぞれ記載のとおり協議をしました。

次に、II 事業です。7 ページをお開きください。1 農地等の利用の最適化推進業務についてです。

(1) 遊休農地の解消では、農地の利用状況調査及び遊休農地所有者意向調査を記載のとおり実施しました。

(2) 認定農業者農地集積助成金、(3) 農地の流動化の開催実績は7 ページ、8 ページに記載のとおりですが、(4) ブロック会議については新型コロナウイルス感染症対策のため実施できませんでした。

2 農地の無断転用の防止については、無断転用防止チラシを市内に配布し、「広報させば」8月号に啓発記事を掲載しました。

9 ページになりますが、3 農業者年金業務、4 広報活動、5 家族経営協定締結推進、6 国有財産の管理事務についての活動及び実績は記載のとおりです。

最後に、III その他です。10 ページをお開きください。

1 全国農業新聞普及拡大、2 佐世保市認定農業者協議会との意見交換会、3 令和2年度地区別農業委員等研修会、4 令和2年度農業委員会視察研修について、記載のとおり実施しております。農業委員会視察研修については新型コロナウイルス感染症対策のため実施できませんでした。

以上が、令和2年度佐世保市農業委員会事業報告でございます。

ご審議よろしくお願いたします。

議 長 この件についてご意見等ございませんか。

委 員 (なし)

議 長 ないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 ありがとうございます。賛成多数でございます。第109号議案については承認されましたので、(案)を削除願います。

次に、第110号議案 令和3年度佐世保市農業委員会事業計画(案)について、事務局より説明をお願いします。

事務局 はい、第110号議案 令和3年度佐世保市農業委員会事業計画（案）についてご説明いたします。

別冊の第110号議案の1ページをお開きください。前段に農業情勢や基本的な考え方を記載しております。

I 会議等について、1 総会は毎月1回、27日を基準として開催いたします。

2 役員会は、会長・副会長において必要に応じ開催いたします。

次に、2ページをお開きください。3小委員会については、4つの小委員会を設置し検討・協議をしていきます。各小委員会の第一回目の開催は5月の総会終了後、実施したいと考えております。

研修会については、必要に応じ開催していきます。

次に、II 農地等の利用の最適化の推進に関する意見書提出についてです。必要に応じて、協議のうえ行政機関等に意見書の提出を行うこととしております。

これにつきましては、別途、当日配布資料をお配りしておりますので、後ほどご説明いたします。

III 事業について、1 農地等の利用の最適化推進業務では、(1) 担い手への農地集積・集約化を目的とした①利用関係の調整と利用権設定の推進、②中間管理事業との連携活動、③人・農地プランの話し合いへの参加を行っていきます。

次に3ページをお開きください。(2) 遊休農地の発生防止・解消については農地の利用状況調査・意向調査を実施していきます。(3) 新規参入の促進活動については、関係機関との連携を図りながら相談対応を行っていきます。(4) 農地等の利用の最適化の推進会議については、必要に応じ地区別ブロック会議等を開催していきます。

2 農地の無断転用の防止については、(1) 農地パトロール、(2) 無断転用防止の啓発、(3) 無断転用の指導強化の活動を例年どおり行っていきます。

次に4ページをお開きください。3 農業者年金業務については、(1) 加入推進、(2) 現況届、(3) 相談会などの各事業を行っていきます。

次に5ページをお開きください。4 広報活動については、農業委員会だよりを発行し、情報提供を図っていきます。

5 家族経営協定締結推進については、本年度も目標を5家族とし、締結に向けて推進していきます。

6 国有財産の管理事務については、年1回の現地確認を行い、適切に管理していきます。

次に、IV その他ですが、1 全国農業新聞普及拡大については、委員1人あたり2部以上の購読を推進していきます。年間の購読目標部数は261部としています。

以上が、令和3年度佐世保市農業委員会事業計画でございます。

ご審議よろしくお願いたします。

議長 この件についてご意見等ございませんか。

委員 (なし)

議 長 ないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 ありがとうございます。賛成多数でございます。第110号議案については承認されましたので、(案)を削除願います。

次に、第111号議案 農業委員会の「活動の点検・評価」(案)及び「活動計画」(案)について、事務局より説明をお願いします。

事 務 局 はい、第111号議案 農業委員会の「活動の点検・評価」(案)及び「活動計画」(案)についてご説明いたします。

こちらは、令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価と、令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画について、国の様式に基づいて作成、整理し、国・県へ報告及び公表を行うものです。

まず、令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について、ご説明いたします。

1 ページですが、Ⅰの農業委員会の状況について、本市の農家・農地等の概要、農業委員会の体制、委員数などについて記載しています。

次に2 ページをご覧ください。Ⅱ担い手への農地の利用集積・集約化について、記載しています。令和2年度の目標1, 516ha に対し、1, 463ha の集積実績となっており、96.5%の達成状況となっております。

次のページをご覧ください。Ⅲ新たに農業経営を営もうとする者の参入促進について、記載しています。令和2年度における新規参入経営体は、目標5経営体に対し、5経営体の実績で、達成状況は100.0%。参入面積の達成状況は220%となっております。

次に4 ページをご覧ください。Ⅳ遊休農地に関する措置に関する評価について、記載しています。解消目標53ha に対し、20.9ha の解消実績となっており、達成度は39.4%にとどまっております。

次のページをご覧ください。Ⅴ違反転用への適正な対応についてです。違反転用への適正な対応についてですが、令和2年度末の違反転用面積は1.33ha となり、昨年度末と比較して増減がプラスマイナスの0ha となっております。

一度に全ての案件の是正や整理は困難ですが、今後も根気強く、地道に対応していきたいと思っております。

次に6 ページをご覧ください。Ⅵ農地法等によりその権限に属された事務に関する点検についてです。

農地法第3条、第4条、第5条の許認可の実績や農地所有適格法人からの報告実績、農地の賃貸借関係の実績を記載しております。

次に8 ページⅦ地域農業者からの主な要望・意見および対処内容についてはなしとな

っております。Ⅷ事務の実施状況の公表等は記載のとおりです。

1枚めぐりまして、10ページをご覧ください。

令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）です。

Iの農業委員会の状況は令和3年3月末現在の状況です。

しかし、1 農家・農地等の概要につきまして、管内の農家数、農業者数、経営耕地面積を農林業センサスに基づき記載しておりますが、2020年センサスの数値が未だ確定しておりませんので、2015年センサスの数値で記載しております。

2 農業委員会の現在の体制には、委員定数を記載しております。

次のページをご覧ください。II担い手への農地の利用集積・集約化について記載しております。管内の農地の担い手への集積率の更なる向上のため、委員一人2ヘクタールの集積を目指し、74haという目標を掲げて活動してまいります。

IIIの新たな農業経営を営もうとする者の参入促進については、過去3年間で一番多かった昨年度の数字5経営体を令和3年度の目標として事業を展開していく予定です。

次のページをご覧ください。IV遊休農地に関する措置についてです。管内のA分類荒廃農地面積を7年で解消することを基準とし、53haを目標面積として設定しております。

目標達成の基礎となる農地の利用状況調査、利用意向調査は、委員の皆様のお力なしには実現できませんので、今年度もご協力をお願いいたします。

V違反転用への適正な対応についてです。現在、対応中や指導中の違反転用案件の全てを是正する方針で計画を作成しております。

以上、説明を終わります。ご審議よろしくをお願いいたします。

議 長 この件について何かご意見等ございませんか。

委 員 (なし)

議 長 ないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 ありがとうございます。賛成多数でございます。第111号議案については承認されましたので、(案)を削除願います。

これで、議案審議が終了しましたので、報告案件に移ります。

事務局の説明をお願いします。

事 務 局 報告1 農地法第3条の3の規定による届出について、小佐々地区で1件の相続の届出を受理しております。

報告2 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の局長専決受理報告について、令和3年4月6日付局長専決事項として、大野地区1件を受理しております。

報告3 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の局長専決受理報告について、令和3年3月30日、4月6日、4月14日付局長専決事項として、佐世保地区2件、皆瀬地区1件、中里地区2件、相浦、九十九地区1件の計6件受理しております。

報告4 農地転用許可不要案件の受理について、農業用倉庫等の農地転用許可不要案件として、世知原地区1件、鹿町地区1件の計2件を受理しております。

報告5 農地法第18条第6項の規定による通知について、農地法第18条の規定に基づく利用権の合意解約について、江上地区1件、早岐地区1件、吉井地区6件の計8件を受理しております。

報告6 農用地利用集積・配分計画解約通知について、農用地利用集積・配分計画について、三川内地区1件、柚木地区1件、江迎地区1件の計3件の解約通知を受理しております。

報告7 令和2年度農地転用・移動等の総括について、令和2年度は総計3,817件、面積で483ha、月別・地区別の状況はご覧のとおりとなっております。

以上ご報告いたします。

議長 以上で報告事項が終わりましたので、その他に移りたいと思います。事務局、お願いします。

事務局 【令和3年度「農地等利用最適化推進施策の改善について」の調査票について】
【令和2年度の農地利用最適化交付金に係る年額加算報酬について】
【今後の業務スケジュール（ブロック会議の開催等）について】
【宇久メガソーラー事業の進捗状況について】
【6月末の終期リスト及び農地の利用権設定の更新について】
【新型コロナウイルス感染症に係る総会の開催方法等について】

議長 以上で本日の総会を終了したいと思います、副会長からご挨拶をお願いします。

副会長 本日は、慎重にご審議をいただき、ありがとうございました。これをもちまして、第11回総会を閉会いたします。お疲れ様でした。